

日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域

(平成31年(2019年)1月15日現在)

1. アイスランド(***) [2019.6.30]	14. ガーンジー	27. スイス [2020.6.30]	40. パキスタン(**)	53. マルタ
2. アイルランド	15. カタール(*) [2022.6.30]	28. スウェーデン	41. バミューダ(*)	54. マレーシア(***) [2019.6.30]
3. アルゼンチン(***) [2019.6.30]	16. カナダ	29. スペイン	42. ハンガリー	55. マン島 [2019.6.30]
4. アンドラ(***) [2020.6.30]	17. 韓国	30. スロバキア	43. フィンランド	56. 南アフリカ
5. イタリア	18. キプロス(*)	31. スロベニア	44. ブラジル	57. メキシコ
6. インド	19. キュラソー(*) [2020.6.30]	32. チェコ	45. フランス	58. モーリシャス(***) [2020.12.31]
7. インドネシア	20. ギリシャ	33. 中国(***) [2019.6.30]	46. ブルガリア	59. ラトビア
8. ウルグアイ(***) [2019.6.30]	21. クロアチア	34. チリ(***) [2019.6.30]	47. 米国	60. リトアニア
9. 英国	22. ケイマン諸島(*)	35. デンマーク	48. ペルー(*) [2021.6.30]	61. リヒテンシュタイン [2019.6.30]
10. エストニア	23. コスタリカ(*) [2019.6.30]	36. ドイツ	49. ベルギー	62. ルーマニア(*)
11. オーストラリア	24. コロンビア	37. ナイジェリア(*) [2020.6.30]	50. ポーランド	63. ルクセンブルク
12. オーストリア	25. ジャージー	38. ニュージーランド	51. ポルトガル	64. ロシア [2019.6.30]
13. オランダ	26. シンガポール [2019.6.30]	39. ノルウェー	52. 香港 [2021.6.30]	—

[] 内の日付は、国別報告書の初回の交換期限(現時点で未到来のもの)

(*) 日本から国別報告書の提供を行わない相手国・地域(日本が受領するのみ)

(**) OECDによる審査において、国別報告書の適切使用の基準を満たしていないとされていることから、日本からの提供を現在のところ停止している国・地域

(***) 日本から提供するためには、初回の交換期限までに国別報告書の適切使用の基準を満たす必要がある国・地域